

## 不正な取引に関与した取引先への取引停止の処分方針

2023年9月1日  
横浜植木株式会社  
代表取締役社長  
伊藤 智司

### 1. 目的

本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正な対応を行った取引先に対する処分方針を定めることを目的とする。

### 2. 不正対策に関するルール

- (1) 不正な取引に関与した取引先への取引停止等を行う。
- (2) 取引先に対し、当社の不正防止対策の基本方針を周知する。
- (3) 不正防止のため、一定の条件に該当する取引先に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

### 3. 不正な取引に関与した取引先への取引停止等の対応

#### (1) 不正な取引に関与した取引先への取引停止等の処分

不正な取引に関与した取引先は、1ヵ月以上12ヵ月以内の取引停止処分とする。但し、即時の取引停止により当社の研究および業務活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

#### (2) 不正な取引に関与した取引先への取引停止等の決定

不正な取引に関与した取引先への取引停止等の処分は、最高管理責任者が状況調査のうえ合理的判断により決定する。

### 4. 不正防止対策の基本方針の周知について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいた不正防止対策を策定し、公的研究費の運営・管理を行っている。

#### (1) 周知内容

- ・責任体制
- ・公的研究費に関する問い合わせ・相談窓口及び不正行為などに係る通報窓口
- ・不正な取引に関与した取引先への取引停止等の処分方針

#### (2) 周知方法と時期および回数

- ・弊社のホームページに常時掲載

以上